

独立行政法人農林漁業信用基金の
中期目標期間（平成30年度～令和4年度）
に係る業務の実績に関する評価書（案）

財務省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 期間実績評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			
評価対象事業年度	年度評価	第4期中期目標期間		
	中期目標期間	平成30～令和4年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 芹生 太郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 阪井 聡至

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7月26日：第4期中期目標期間の業務実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	
・ 7月31日：第4期中期目標期間の業務実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 該当なし	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 期間実績評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 （S、A、B、C、D）	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考：期間実績評価）
評価に至った理由	項目別評価は39項目のうち、Aが15項目、Bが20項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として所期の目標を上回る取組を行っている。また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づきAとした。	

2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	定量的指標による評価項目については各目標値の達成度合が全て120%以上となるとともに、定性的な評価項目については、例えば、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会が行う求償活動への助成事業を実施するなど、各業務において、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など		
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし	
その他改善事項	該当なし	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし	

4. その他事項		
監事等からの意見	特になし	
その他特記事項		

期間実績評価 項目別評価総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B	A	A		
1	農業信用保険業務	B	B	B	B	B	A	A	第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B○	B○重	B○重	B○重	B○重	B○重	B○重	第1-1-(1)	P 3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	A○重	B○重	B○重	B○重	A○重	A○重	第1-1-(2)	P 7
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	A	A	第1-1-(3)	P13
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	A	A	第1-1-(4)	P18
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	B	B	第1-1-(5)	P20
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A	B	A	A	第1-1-(6)	P22
2	林業信用保証業務	B	B	B	A	A	A	A	第1-2	P26
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B	B	B	B	B	B	第1-2-(1)	P28
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B○	B○重	B○重	A○重	A○重	A○重	A○重	第1-2-(2)	P31
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A	S	A	A	第1-2-(3)	P34
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B	B	B	B	第1-2-(4)	P37
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	A	B	B	第1-2-(5)	P39
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	A	A	A	A	第1-2-(6)	P41
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	A	B	B	第1-2-(7)	P43
3	漁業信用保険業務	B	B	A	B	B	A	A	第1-3	P46
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	B○重	A○重	B○重	B○重	A○重	A○重	第1-3-(1)	P48
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	A	A	第1-3-(2)	P51
	(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	A	A	第1-3-(3)	P54
	(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	B	B	第1-3-(4)	P56
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	B	B	B	第1-3-(5)	P58
4	農業保険関係業務	B	B	B	B	B	B	B	第1-4	P61
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	B	B	第1-4-(1)	P62
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	－	B	B	B	第1-4-(2)	P64
5	漁業災害補償関係業務	B	B	A	A	A	A	A	第1-5	P66
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	B	B	第1-5-(1)	P67
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	－	－	A	A	A	A	A	第1-5-(2)	P69

(注1) 評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。
第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

(注2) 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

(注3) 第1の評価については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、4項目でA、1項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、3項目ともAとなったため、Aとした。

第2の評価については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、3項目でA、1項目でBとなったため、Bとした。 $(3\text{項目} \times 3\text{点} + 1\text{項目} \times 2\text{点}) / (4\text{項目} \times 2\text{点}) = 137.5\%$

第3の評価については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない3項目を除き、5項目でBとなったため、Bとした。(5項目×2点) / (5項目×2点) = 100%

第4の評価については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA・2項目でBとなったため、Bとした。(1項目×3点+2項目×2点/3項目×2点=116.7%)
 法人の総合評価については、大項目4つのうち、2項目でA、2項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの大項目がAであったため、Aとした。(2項目×3点+2項目×2点+1項目×3

※評価基準に基づき算定。

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B	A	A	A		
	1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）	B	B	B	B	A	A	A	第2-1	P71
	2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B	A	A	A	第2-2	P73
	3 調達方式の適正化	B	B	B	A	A	A	A	第2-3	P76
	4 電子化の推進	B	B	B	B	A	B	B	第2-4	P79
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B	B	B	B		
	1 財務運営の適正化	B	B	B	B	B	B	B	第3-1	P81
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	B	B	第3-2	P84
	3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B	B	B	B	第3-3	P87
	4 長期借入金の条件	－	－	－	－	－	－	－	第3-4	P88
	5 短期借入金の限度額	－	－	B	B	－	B	B	第3-5	P89
	6 不要財産の処分に関する計画	－	－	B	B	B	B	B	第3-6	P90
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－	－	－	－	－	第3-7	P92
	8 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	－	第3-8	P93
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		B	B	B	B	B	B	B		
	1 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	－	第4-1	P94
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B	B	B	B	第4-2	P95
	3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	第4-3	P98
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A	A	A	A	第4-4	P100
	(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A	A	A	A	第4-4-(1)	P101
	(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B	B	B	B	B	第4-4-(2)	P105
別紙	1. 中期計画の予算等（平成30年度～令和4年度）			2. 業務収支（平成30年度～令和4年度）						

別紙

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
農業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2 年度 (2020年度)	3 年度 (2021年度)	4 年度 (2022年度)	
(1)	融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1－1－(1) 参照)						
(2)	適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1－1－(2) 参照)	予算額（千円）	27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062	26,371,908
(3)	保険事故率の低減に向けた取組	(第1－1－(3) 参照)	決算額（千円）	21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207	21,457,944
(4)	求償権の管理・回収の取組	(第1－1－(4) 参照)	経常費用（千円）	3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216	2,967,850
(5)	利用者のニーズの反映等	(第1－1－(5) 参照)	経常収支（千円）	2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911	1,779,199
(6)	事務処理の適正化及び迅速化	(第1－1－(6) 参照)	行政コスト（注）（千円）	△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216	2,967,993
			従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1) 参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2) 参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3) 参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4) 参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5) 参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6) 参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	同左	評価：A 4項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価 A <評価に至った理由> 6つの小項目のうち、4項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）の、1項目（（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でA、1項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。 （4項目×3点+2項目×2点+1項目×3点+1項目×2点）／（6項目×2点+2項目×2点）=131.3% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い2項目（（1）	評価 A <評価に至った理由> 6つの小項目のうち、4項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）の、1項目（（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でA、1項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。 （4項目×3点+2項目×2点+1項目×3点+1項目×2点）／（6項目×2点+2項目×2点）=131.3% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、	

					融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	D:0点とし、重要度が高い2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	--	--	--	--	---	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	のべ252機関 期中増19機関	のべ267機関 期中増17機関	のべ272機関 期中増7機関	のべ275機関 期中増5機関	のべ277機関 期中増5機関	のべ280機関 期中増3機関	
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	（参考情報欄に記載）	16回	30回	14回	2回	2回	1回	H30～R元年度の指標：年20回以上、 R2～4年度の指標：基金協会から要請のあったもの全て

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
						評価	B	評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資機関等への説明を49回（平成30年度～令和4年度累計）実施したほか、農業団体等関係機関への説明を28回（平成30年度～令和4年度累計）実施し、幅広く意見交換を行った。 ○ 令和元年度の融資機関等への説明では、制度の利用促進に一層の効果が出るよう、融資機関向け動向調査の実施により、説明相手方を農業融資への関心を示す融資機関に重点化したほか、内容面の充実を図り、制度説明のみならず、各県域の融資機関による農業融資の取組や、審査のポイント、保険事故の事例など、幅広い情報交換を実施した。 ○ なお、令和2年度から4年度までにおいては、コロナ禍のため直接融資機関を訪問しての説明はできなかったが、融資機関からの照会に対する説明資料の送付やウェブ会議等の現地訪問以外の手法も積極かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、基金協会が主催した県下融資機関等を対象としたウェブ会議及び現地会議に出席し、制度説明を行った。		<自己評価> 評価：B 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資機関や農業団体等関係機関への説明を実施し、幅広く意見交換を行った。 現中期目標期間の初年度である平成30年度の取組を踏まえ、農業融資への関心を示す融資機関に重点化するなど、制度の利用促進に一層の効果が出るよう改善した。 コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなど	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等） <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が	的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか	○ この他、基金協会の創意工夫による普及推進等の活動を促進するため、基金の助成事業の見直しを以下のとおり行い、見直しを行った助成事業に基づく助成を、令和2年度から行っている。 ・ 制度の普及推進・利用促進には、 ① 基金自身の取組だけではなく、各都道府県の現場で利用者と直接に接する基金協会の活動が重要であること、 ② 基金協会側からの要請があることを踏まえ、従前からの助成事業を拡充等することとしたものである。 ・ 具体的には、各基金協会が行う普及推進等のための活動に要する経費（例えば、訪問に要する移動経費、パンフレット・ホームページの作成経費など）に対し、幅広く助成対象にするとともに、債務保証の引受実績等に応じて助成を行うなど、基金協会がそれぞれの実態等に応じて柔軟に活動を展開できるようにしたところ。 ・ 近年、基金協会は、低金利下での運用益の減少等による財政面での制約等から、十分な活動が行えない状況にあるが、本助成事業により、今後、各基金協会は、より積極的に普及活動等が展開できるようになることから、制度の利用促進に大きく貢献しうものと考えている。 ○ 保証契約の締結状況については、平成30年度から令和4年度までの累計で、のべ32基金協会において、新たに37融資機関と保証契約を締結したところ。（令和4年度末時点でのべ280融資機関と契約。）	して基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進を図るため、基金協会の取組予定を把握し、融資機関等に対して制度の説明を行った。 基金協会の創意工夫による普及推進等の活動を促すため、助成事業の見直しを行った。 以上のとおり、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> －		
--	---	---	---	--	--	--

直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていくことから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。 信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に						
--	--	--	--	--	--	--

対する農業信用 保証保険制度の 普及推進・利用促 進の取組を行い、 上記の保証契約 の拡大等を図る ことが重要であ るため。						
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1－(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ									
主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等		達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06％又は 年0.18％	年0.06％又は 年0.18％	年0.06％又は 年0.18％	年0.06％、 年0.13％又は 年0.18％	年0.06％、 年0.13％又は 年0.18％	年0.06％、 年0.13％又は 年0.18％	
	農業経営維持資金	－	年0.18％又は 年0.34％	年0.18％又は 年0.34％	年0.18％又は 年0.34％	年0.34％	年0.34％	年0.34％	
農業施設資金		－	年0.16％又は 年0.28％	年0.16％又は 年0.28％	年0.16％又は 年0.22％	年0.18％	年0.18％	年0.18％	
農業運転資金		－	年0.14％又は 年0.26％	年0.14％又は 年0.26％	年0.14％又は 年0.26％	年0.18％又は 年0.23％	年0.18％又は 年0.23％	年0.18％又は 年0.23％	
農家経済安定施設資金		－	年0.11％	年0.11％	年0.09％	年0.09％	年0.09％	年0.09％	
農家生活改善資金		－	年0.26％	年0.26％	年0.21％	年0.21％	年0.21％	年0.21％	

（注）上記のほか、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
						評価	A
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏ま	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏ま	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水	<主要な業務実績> ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検及び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。 ○ 平成30年度の料率算定委員会（平成30年12月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 ・ 農業経営改善資金及び農業経営維持資金については、収支均衡が見通される理論値（以下「収支均衡料率」という。）が現行保険料率を上回っているが、資金の政策性等を踏まえて、据置き。 ・ 農業運転資金については、収支均衡料率と現行保険料率が同水準であることから、据置き。 ・ 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金については、収支均衡料率が現行保険料率を下回っており、資金全体の収支均衡料率との差が約2		<自己評価> 評価：A 保険料率算定委員会等において、毎年度、保険料率水準の点検等を行い、平成31年3月及び令和2年3月に業務方法書の認可を受け、保険料率の改正を行った。 適切な貸付金利については、市中金利等を考慮し、日本銀行が公表する預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率に設定した。 加えて、借入者の	評定 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保険料率の設定に資する取組として、借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標において指示した期限よりも早期に導入し（2年前倒して令和元年度に導入、2年度より適用中）、4年度も継続見込である。 このことにより、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に	評定 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保険料率の設定に資する取組として、借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標において指示した期限よりも早期に導入し（2年前倒して令和元年度に導入、2年度より適用）、令和2年度以降も継続した。 このことにより、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に発

え、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）によ	え、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成27年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	準に設定されているか	割であることから、約2割の引下げ。 b 優遇料率（※1）及び災害特例保険料率（※2）についての検証 ① 優遇料率については、その適用による保険料収入減に係る負担が今後増加していくことが見込まれるため、借入者の信用リスクに応じた保険料率を速やかに導入して、これに代替えさせるべき、 ② 災害特例保険料率については、基金協会が行う保証料率の引下げ幅に応じて変動させ、また、激甚災害以外の災害にも適用する、 との結果となったことから、①優遇料率については令和2年4月から廃止、②災害特例保険料率については平成31年4月から基金協会が行う保証料率の引下げ幅等に応じて変動させるとともに激甚災害以外の災害にも適用することとした。 （※1）直近3期分の決算書等のデータを基にしてスコアリングを行い、一定の要件を満たす者を対象に適用。 （※2）激甚災害等の被災農業者が農業経営の再建を図る場合に適用。 ○ 令和元年度の料率算定委員会（令和元年11月及び2年1月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果（令和元年11月） 令和2年度からの信用リスクに応じた保険料率の導入に向け、基金協会を交えた議論の結果、 ① 農業近代化資金等について、デフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率を導入し、保険料率区分を低・中・高の3区分とする、 ② 農業施設資金及び農業運転資金について、現行の平均適用料率より0.02%引下げる 等との合意が得られた。 当該合意に沿って設定する新たな保険料率の水準は、元年度理論値と近似値であり適当。 b 保険料率水準の点検結果等（令和2年1月） ・ 農業運転資金のうち家畜等購入育成資金は、近年事故率が低くなっていることを踏まえ、保証保険全体の収支均衡へ影響を及ぼさない範囲で、かつ、最も低位の料率とすることが適当。 ・ 融資保険については、従来の取扱いどおりとすることが適当。 ・ 住宅ローンと目的型ローン等との併せ貸し資金（※3）については、住宅ローン中心の貸付金であることから、住宅ローン単体の保険料率と同じ農家経済安定施設資金の保険料率を引き続き適用していくことは差し支えない。	デフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者すべての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近代化資金等3資金について、中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入した。これに伴い、基金の農業保証保険システムを改修して、導入以降に引き受けた全案件に適用した。 また、次期中期目標期間で資金の収支状況、資金間の収支バランスを踏まえたより望ましい保険料率体系を導入することとし、その体系の導入に向けた検討課題について、同委員会において論点整理を行い、基金協会と情報を共有することによって、将来的に継続的安定的な制度運営が可能となる財務基盤の確立に向けた道筋をつけた。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> 令和2年度～4年度の料率算定委員会で課題と整理した事	発現しており、所期の目標を大きく上回って達成したと認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	現しており、所期の目標を上回って達成したと認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	--	-------------------	---	---	--	--

る保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 <目標水準の考え方> - デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ(財務データ、デフォルトデータ等)の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 <想定される外部要因> - 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるもの			(※3)他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換資金を、住宅の新築、購入、借換資金等の借入と併せて貸し付ける資金をいう。 ○ 令和2年度の料率算定委員会(令和2年12月開催)の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 資金全体の現行保険料率(0.16%)と収支均衡料率(0.15%)が近似値であり、また、制度全体の安定性の観点から、現行保険料率で据え置くことが適当。 b 今後の課題として整理した事項 - 公庫転貸資金の大宗を占めるスーパーL資金は農業近代化資金より事故率が高く、青年等就農資金も相当事故率が高いことから、今後事故率の状況によっては、必要に応じて、独立した区分の保険料率を設定することも検討する。 - 個人向け住宅ローンの複数段階の保険料率設定に向けた検討については、全国統一保証審査システムの中でリスク計量化モデルが構築されることを待って検討することが適当。 ○ 令和3年度の料率算定委員会(令和3年12月開催)の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 資金全体の現行保険料率(0.16%)と収支均衡料率(0.16%)が一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当。 b 今後の課題として整理した事項 - 信用リスクに応じた保険料率 「信用リスクに応じた保険料率」については、結果として料率のバランスが崩れる形となっており、このような料率体系を維持し続けることは、保険設計として望ましいものとは言えず、次の中期目標期間以降、より望ましい料率設定のあり方を検討する必要。 - 生活資金の保険料率 生活資金については、保険料率の引き下げを求める基金協会からの強い意見があり、今後の農業資金の保険料率の検討とセットで生活資金の料率検討を行う必要。 - 公庫転貸資金 公庫資金については、公庫が直接貸し付ければ保証料が不要であるにもかかわらず、JA等による転貸として基金協会保証とすることにより農業者に保証料負担が発生する構造となっているが、政策資金制度のあり方としてこれで良いのか。 - 銀行等案件	項については、次期中期目標期間において、各資金においてバランスのとれたより望ましい保険料率の設定を考えていきたい。	
--	--	--	--	--	--

であるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。			銀行等の融資案件については、ＪＡ系統の融資案件に比べて事故率も相当高くなっている。 今後とも銀行等民間金融機関を含めて制度を安定的に活用することができるようにしていくため、事故事例の分析等を通じて、なぜ事故率が高いのか、どうすれば事故率をＪＡ系統の融資案件の水準まで引き下げていくことができるのか、などについて分析、検証していく必要。 ○ 令和４年度の料率算定委員会（令和４年１２月開催）の結果は以下のとおり。 ａ 保険料率水準の点検結果 例年実施することとされている保険料率の点検については、資金全体の現行保険料率（０．１５％）と収支均衡料率（３年度０．１６％、４年度０．１４％）がほぼ一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当としたが、毎年度の理論値を踏まえた保険料率見直しにとどまらず、保険料率体系全般を見直すことが必要と整理した。 ｂ 今後の課題として整理した事項 主務省から４年８月に示された「独立行政法人農林漁業信用基金の業務・組織全般の見直し」の内容が次期中期目標に盛り込まれるものと想定し、保険料率体系全体の見直しとなることから、基金協会の理解を得るだけでなく、主務省との十分な協議が必要となり、また、経過措置期間が必要となる可能性があることも想定し、早期に検討が開始できるよう、その検討を行うに当たって議論の素材となる論点を整理する必要があると考え、令和４年度中に論点を整理した。 具体的には、従来の保険料率体系の分析を行った結果、資金全体での収支は取れているものの、「生活資金（農外事業資金を含む）、農業資金を合わせた資金全体で収支均衡を図っており、資金間の収支バランスが崩れている」ことなど、課題があることを認識した。 洗い出された従来の保険料率体系の課題に対し、早期に検討が進められるよう、①考えられるより望ましい保険料率体系の方向性及び②検討に当たって留意すべきと考えられる点について整理した。 ｃ 銀行等案件の事故率に係る検証 ４年度に事故率データの分析、検証を行うとともに、基金協会（６協会）にヒアリングを行った。 今後は銀行等案件について保険事故率の低減を図るために有益な取組を基金協会に情報提供を行っていくことが必要。 ｄ 災害特例保険料率に係る検証			
--	--	--	---	--	--	--

			災害特例保険料率については、第4期中期目標期間に各基金協会に浸透してきたものと考えられるが、基金協会の活用状況のバラつき等の課題を踏まえ、次期中期目標期間において、より適確な運用となるよう制度を改善。 ii) 上記の料率算定委員会の結果については、農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○ 平成30年度及び令和元年度に行った保険料率の見直しは、以上の各委員会での議論を経た上で、平成31年3月20日及び令和2年3月25日にそれぞれ、これらを反映した改正業務方法書に対する主務省の認可を受け確定した。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者のすべての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近代化資金等3資金(※)について、中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入した。 ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く)並びに農業経営改善促進資金の3資金。 ○ なお、中期目標では、平成27年度から蓄積した与信データを基にした取組が定められているが、平成30年度までに蓄積された借入者の与信データに基づくシステム構築の可否を、システム開発業者4社に確認したところ、これまでに蓄積したデータだけではすべての農業者を網羅するモデルは構築できないとの見解が示された。これを受け、目標期間中に信用リスクに応じた料率の設計が着実に実現できるよう、基金協会や主務省と協議しながら、迅速に対応方向を見直し、上記の3資金についての導入を決定したところ。 ○ 上記について、令和2年1月に開催したリスク管理委員会及び3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html			
--	--	--	--	--	--	--

			ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（ただし、令和4年度は「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」）における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。			
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① （百万円）	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063	1,974,054	
今期保険金支払額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	668	3	60	289	594	1,266	
保険事故率（②÷（①× 保険てん補率））	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.09%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	A	評価	A
(3) 保険事故率の 低減に向けた取 組 中期目標期間 中に保険契約を 締結した案件の 保険事故率が抑 制されるよう、以 下の取組を行う。 ア 農業信用基 金協会におい て適正な引受 審査や代位弁 済が行われる よう、農業信用 基金協会の保 証要綱等の制 定・改正に伴う 協議並びに大 口保険引受案 件及び大口保 険金請求案件 の事前協議を 全件について	(3) 保険事故率の 低減に向けた取 組 中期目標期間 中に保険契約を 締結した案件の 保険事故率が抑 制されるよう、以 下の取組を行う。 ア 農業信用基 金協会におい て適正な引受 審査や代位弁 済が行われる よう、農業信用 基金協会の保 証要綱等の制 定・改正に伴う 協議並びに大 口保険引受案 件及び大口保 険金請求案件 の事前協議を 全件について	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に 向けて、基金協会と の協議、融資機関と の適切なリスク分 担、期中管理等の取 組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.09% であり、定量的指標（0.15%以下）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議529件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 大口保険引受案件の事前協議1,171件（平成30年度～令和4年度累計）の全件 ・ 大口保険金請求案件の事前協議36件（平成30年度～令和4年度累計）の全件 ○ 研修会の実施 基金協会の保証審査能力の向上に資するため、平成30年8月、令和元年9月及び令和4年9月に基金協会向けの研修会を開催した。なお、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍のため開催を中止した。 ○ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議の見直し 基金協会との保証要綱等の協議について、令和2年4月から、①全国統一の融資要項における最終償還時年齢や貸付上限額等の条件と同一（条件を強化する場合を含む。）、②各保証要綱等の表記の統一、③大勢に影響のない表記の変更等の	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）の達成度が120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、基金協会に対し、事故率の低減に向けた取組への助成事業を令和2年度から実施し、基金協会が、より	<評価に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、保険事故率の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、①これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して各基金協会に共有するとともに、②各基金協会の期中管理等の活動への助成事業（例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に関する融資機関との協議を実施する際に活用）を実施した。 このことにより、定量評価においても保険事	

確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%）	確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】		場合は、協議ではなく通知による処理とした。 さらに、現在の保証要綱等の制定・改正の内容が、全国統一の融資要項と同一（同等、条件強化）の場合等における信用基金への「通知」について点検した結果、基金協会の事務負担を軽減するため不要とし、代替措置として、保険事故発生通知時に、一定の規模以上の案件について、県版の融資要項の範囲内となっているかどうかを確認するよう、農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に行い令和5年4月からの協議に適用した。 この見直しにより、基金協会の事務負担の軽減を図り、保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制されるよう措置した。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲の見直し 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲について、事前協議の定着状況、事故率等を考慮し、また、審査の迅速化に資するよう、以下の見直しを実施した。 - 平成30年10月から、近代化資金等について、引受後保険価額残高1億円から2億円に引き上げた。 - 令和元年8月から公庫資金（負債整理関係資金を除く）について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残高5千万円から2億円に引き上げた。 - 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす案件は事前協議対象外とし、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とした。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の見直し 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生の抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用する「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」を策定し、経営・財務状況に着目した審査を充実させることとし、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用した（農業資金の事前協議116件に適用）。 令和4年度の業務運営の検証委員会において、「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」の運用状況を検証したところ、その位置付け、考え方を含めて基金協会の理解が深まり、基金協会にとって保険引受についての予測がつか	柔軟かつ積極的な取組を行えるようにし、また、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生の抑制に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議に、引受条件等内部基準を設定し、令和4年4月1日から適用した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —		故率の目標値の達成度が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
---	--	--	---	--	--	---

<想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	○ 中期目標期間中の保険事故率:0.15%以下		くといった「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」設定において当初目指していたとおりの効果が出ているものと確認し、運用開始から間もないことでもあり、現行の基準を引き続き適用し、今後の運用状況を検証していくこととした。 大口保険保証の事前協議案件審査に当たっては、令和4年3月に農業者の経営・財務状況に着目した審査（稟議）の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を活用して取り組んだ。 また、令和4年度においては、勉強会を4基金協会と実施し、信用基金の審査の着眼点を紹介することにより基金協会と認識を共有するとともに、今後の事前協議の際に信用基金の審査に必要な情報を予め基金協会の保証引受審査の段階で整理いただくよう依頼した。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議の見直し 平成30年10月より、保険金支払の適切性を確保するため、大口保険金請求案件の事前協議について、設備資金の使途を確認するための疎明書類（領収書の写し、振込依頼書の写し等）により信用基金においても設備資金の使途確認を行い保険事故の抑止効果を促した。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等のリスク分担方策について、その導入効果の検証を行った。 中期目標期間における令和4年度の同委員会の結果は以下のとおり。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、 ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記のとおり大口保険引受案件の事前協議を行った。 ・ 主務省から信用基金に対し、利用者の利便性の向上と信用基金の事務処理の透明性を確保するため、標準処理期間の精査及び設定を検討するよう指示。第4期中期目標期間の事務処理を精査したうえで、第5期中期目標期間については、 ① 大口保険引受の事前協議については、標準処理期間を新たに設定 ② 保険金支払審査、保険通知等の従来から標準処理期間			
---	--------------------------------	--	--	--	--	--

			が定められている事務については、引き続き同様に標準処理期間として設定するとの方向で検討。 - 令和4年度から、信用基金として開始した、要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告書について期中管理を強化する取組を検証。要管理特定事前協議被保証者のうち要管理先以下とされた者を対象に、各基金協会に行ってもらった格付区分の9割以上は適当な格付区分となっていた。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、毎年度2～3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、理解が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、647件（平成30年度～令和4年度累計）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施 ○ 毎年7月末までに、保証保険については、のべ155基金協会から、要管理特定事前協議被保証者のべ656者（平成30年度～令和4年度累計）の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、のべ31融資機関から、全貸付先のべ67者（平成30年度～令和4年度累計）の直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を行った。令和3年度までは、この結果に対して期中管理の改善を求める事案はなかったが、令和4年度は的確な期中管理の実施により保険事故率の低減に努めるため、新たに信用基金が定めた統一的な判断基準に基づく「格付区分」とその対応策を基金協会に求めることとし、保証保険については、23基金協会、要管理特定事前協議被保証者61者、融資保険については、6融資機関から、全貸付先14者について報告を受け格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。 ○ 現地協議等を実施したのべ34基金協会（平成30年度～令和4年度累計）において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。 ◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、 - 保証（保険）事故までの経緯 - 保証（保険）引受けに問題はなかったか		
--	--	--	--	--	--